

3 農産第 2354 号
環自野発第 2112243 号
令和 3 年 12 月 24 日

各地方環境事務所長 }
各自然環境事務所長 } 殿
四国事務所長 }

農林水産省農産局
園芸作物課長

環境省自然環境局
野生生物課長
(公 印 省 略)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 5 条に
基づくセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用について

セイヨウオオマルハナバチは、平成 29 年 4 月に環境省及び農林水産省で策定した「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針（平成 29 年 4 月 21 日公表。以下「利用方針」という。）」において、セイヨウオオマルハナバチを利用し続けることによる生態系への悪影響を再確認するとともに、代替種としての在来マルハナバチ類の適切な利用の促進を図るとしたことを踏まえ、平成 31 年 4 月 19 日付け環自野発第 1904191 号の運用通知（別添）により、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）第 5 条に基づくセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用を変更したところである。

当該通知で示されているとおり、2022 年 4 月 1 日以降は下記のとおりセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用の変更を図ることとしている。

各事務所においては、飼養等許可の更新時の案内文等にその旨追記の上周知するとともに、今後の許可手続においてはこれを踏まえて適正に運用されたい。

なお、各地方農政局、各都道府県及びマルハナバチ販売事業者等には別紙のとおり通知しているので了知されたい。

記

1 今回の運用変更について

利用方針において利用可能な代替種が開発済みとされた本州、四国及び九州（在来マルハナバチ類が生息しない沖縄本島やその他の島嶼部を除く。）においては、下記の①及び②に定める場合の申請については、従前の許可の数量の範囲内に限り、許可の対象とすること。

- ① 従前に許可を受けて当該種を利用していた者が継続して当該種を利用する場合
- ② 従前に許可を受けて当該種を利用していた者と一体として業を営んでいたと見なされる者（注1）が、土地や施設とともに（注2）当該許可の内容を引き継いで当該種を利用する場合

注1：二親等以内の親族、生計を同一にしていたことを確認できる者 等

注2：親族以外の場合は、土地の利用に係る権利の移転を証する書面を確認することとする

2 中長期的な運用変更について

本件については平成31年4月19日付け環自野発第1904191号の運用通知に従って、今後以下の運用を予定している。御了知の上、計画的に代替種への転換を検討するよう関係者に周知されたい。

- 将来的には、代替種の開発状況や利用状況等を踏まえ、利用方針の点検や目標の見直しを行うとともに、法第5条の飼養等の許可の運用について「生業の維持」の目的に該当する場合をより限定するなど、更なる見直しを検討する。

以上

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第5条に基づくセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用について

平成31年4月19日 環自野発第1904191号
各地方環境事務所長、釧路自然環境事務所長、信越自然環境事務所長、
沖縄奄美自然環境事務所長、四国事務所長宛 自然環境局長通知

セイヨウオオマルハナバチは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）に基づき平成18年9月に特定外来生物に指定されたが、当時、セイヨウオオマルハナバチが農業現場において既に広く利用されていたことから、当該指定以前から農業を営んでいた者が当該種を利用する場合は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号。以下「規則」という。）第3条に定める「生業の維持」の目的に該当するものとし、法令で定める基準に適合した施設において飼養、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）すること等を要件として、法第5条に基づいて許可してきたところである。このため、当該指定後もセイヨウオオマルハナバチの利用が継続され、近年は、特定外来生物指定当時を上回る年間約6万群が国内で流通している状況にある。

一方で、在来種であるクロマルハナバチが代替種として生産・販売され、近年流通が増えてきた実績があることから、平成29年4月に、専門家、マルハナバチ販売事業者及び国民からの意見公募を踏まえて、環境省及び農林水産省で「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針（平成29年4月21日公表。以下「利用方針」という。）」を策定した。利用方針では、セイヨウオオマルハナバチを利用し続けることによる生態系への悪影響を再確認するとともに、代替種としての在来マルハナバチ類の適切な利用の促進を図り、セイヨウオオマルハナバチの総出荷量（北海道を除く）を2020年までに半減することを旨とする目標を掲げた。

このような状況の変化を踏まえ、今般、法第5条に基づくセイヨウオオマルハナバチの「生業の維持」を目的とした飼養等の許可の運用を下記のとおり変更することとしたので、今後の許可手続においてはこれを踏まえて適正に運用されたい。

なお、各都道府県知事及びマルハナバチ販売事業者には別添写しのとおり通知しているので了知されたい。

記

1 今回の運用変更について

(1) 許可の対象となる者

利用方針において利用可能な代替種が開発済みとされた本州、四国及び九州（在来マルハナバチ類が生息しない沖縄本島やその他の島嶼部を除く。）においては、平成18年9月の特定外来生物指定以前から農業を営んでいた者であっても、これまでセイヨウオオマルハナバチを利用していなかった者が新たに当該種を利用する場合には、原則として規則第3条に定める「生業の維持」の目的には該当しないこととし、法第5条の飼養等の許可の対象

としない。

なお、以下の場合については、積極的に代替種への転換を勧奨するものの、許可の対象とする。ただし、①及び②については、申請者が規模拡大のために飼養数の増大を希望する場合には、すぐに転換ができないことを示す理由や飼養数を増大させなければならない理由を十分確認するとともに、転換に向けた計画等の提出を求め、個別に審査する。

① 従前に許可を受けて当該種を利用していた者が継続して当該種を利用する場合

② 従前に許可を受けて当該種を利用していた者と一体として業を営んでいたと見なされる者（注1）が、土地や施設とともに（注2）当該許可の内容を引き継いで当該種を利用する場合

注1：二親等以内の親族、生計を同一にしていたことを確認できる者 等

注2：親族以外の場合は、土地の利用に係る権利の移転を証する書面を確認することとする

③ 許可を受けて当該種を利用又は販売していた法人の事業を承継又は分割する場合であって、当初の法人を後継する法人や個人であることや元々その法人の一部であること等により同一性が認められ、かつ従前に許可された「飼養等をする数量」の総量を超えない範囲で利用又は販売する場合

また、利用方針において利用可能な代替種が未開発とされた北海道及び引き続きリスク評価が望まれる在来マルハナバチ類が生息しない沖縄本島やその他の島嶼部においては、代替種が利用可能となるまでの間に、指定以前から農業を営んでいた者がセイヨウオオマルハナバチを新たに利用する場合については、従前通り許可の対象とする。

（2）輸入又は生産して販売する者の許可の対象となる数量

法第5条の飼養等の許可を受けてセイヨウオオマルハナバチを輸入又は生産して販売している事業者が当該許可の更新の申請をする場合にあつては、当該許可証に記載の事項のうち「飼養等をする数量」は、直前の許可の期間内に現に販売した数量を証明する書面に基づき、当該数量の範囲内に限り、規則第3条に定める「生業の維持」の目的に該当するものとし、法第5条に基づき飼養等を許可する。

（3）上記（1）及び（2）の取扱いは、2019年9月1日以降に申請されたものから適用する。

2 今後の運用変更について

本件については今後以下の運用を予定しているので、セイヨウオオマルハナバチの許可申請等の相談においては、計画的に代替種への転換を検討するよう関係者に周知されたい。

① 2022年4月1日以降は、上記1.（1）の①及び②に定める場合の申請については、従前の許可の数量の範囲内に限り、許可の対象とすること。

② 将来的には、代替種の開発状況や利用状況等を踏まえ、利用方針の点検や目標の見直しを行うとともに、法第5条の飼養等の許可の運用について「生業の維持」の目的に該当する場合をより限定するなど、更なる見直しを検討する。